

令和6年3月18日

岡山県農林水産部における遠隔臨場に関する試行について お知らせ

岡山県農林水産部

受注者における「段階確認等に伴う手待ち時間の削減」や発注者（監督員）における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」を目指し、岡山県農林水産部が発注する工事及び業務において遠隔臨場を試行することとしたので、お知らせします。

1 遠隔臨場について

遠隔臨場とは、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）によって取得した映像及び音声を利用し、遠隔地から Web 会議システム等を介して「段階確認」、「材料確認」、「立会」と「打合せ」を行うことをいいます。

2 遠隔臨場の対象等

(1) 試行対象工事及び対象業務

岡山県農林水産部が発注する全ての工事及び業務を対象とし、受注者が希望する場合に遠隔臨場を実施できるものとしませんが、通信環境が整わない現場や工種によって不十分、非効率的な確認になってしまうおそれのある確認事項は、対象としないこととします。

(2) 遠隔臨場の実施判断

契約締結後、受発注者の協議により実施するか否かを決定します。

(3) 費用の計上

遠隔臨場にかかる費用については、別途計上しないものとします。

3 試行要領等

(1) 遠隔臨場に関する試行要領（案）

岡山県土木部制定の試行要領（案）を読み替え準用する。

（読み替え箇所）

- ・ 1 はじめに ○対象工事及び対象業務

「岡山県土木部」⇒「岡山県農林水産部」

- ・ 5. 3 その他

「岡山県土木部技術管理課技術指導班」

⇒「岡山県農林水産部農政企画課検査担当」

(2) 遠隔臨場に関する監督・検査試行要領（案）

岡山県土木部制定の監督・検査試行要領（案）を読み替え準用する。

（読み替え箇所）

- ・ 1 はじめに ○対象工事及び対象業務

「岡山県土木部」⇒「岡山県農林水産部」

- ・ 6. 3 その他

「岡山県土木部技術管理課技術指導班」

⇒「岡山県農林水産部農政企画課検査担当」

4 適用日

令和6年4月1日以降入札公告、指名通知又は随意契約のための見積書徴取を行う工事及び業務から適用します。ただし、適用日以前の工事及び業務であっても、受発注者協議により、適用できるものとします。

5 その他

要領やQ & A等は、下記をご参照ください。

(<https://www.pref.okayama.jp/page/846996.html>)

【問合せ先】

農林水産部 農政企画課（検査担当）

TEL086-226-7413